

## 第7回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月9日(木) 午後3時00分

2 開催場所 夷隅文化会館 2階 研修室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

3番 藍野 道郎

4番 松崎 秋夫

5番 池田 誠

6番 織本 幸一

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

9番 久我 久

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

12番 鈴木 博善

13番 古川 久芳

4 欠席委員(0名)

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後2時57分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦勞様です。

それでは、只今から令和2年第7回農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますこと  
をご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長  
をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番 藍野委員、議席番号12番 鈴木委員をお願いいたします。  
す。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題  
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から4について  
説明します。

番号1、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業  
経営規模拡大の為です。申請土地、新田字南佃、地目、田、〇〇〇〇㎡、  
外2筆、3筆合計〇〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番  
号1です。

番号2、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、耕作地拡大の為です。  
申請土地、大原字西地窪、地目、田、〇〇〇㎡、外2筆、3筆合計〇〇〇  
㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業  
経営規模拡大の為です。申請土地、下原字川間尻、地目、畑、〇〇〇〇  
㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町中滝字岩崎、地目、畑、〇〇〇㎡、外3筆、4筆合計〇〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号1から4につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍野委員 全て条件を満たしておるので、何ら言うことはございません。

ただ気になるのは息子さんの名前で出てきてて、いつも来るのは親がくるというそれぐらいです。

田んぼはやってもらえなれば耕作放棄地になっちゃうので、やってくれるようお願いはしてます。

最近3条で買ったやつは全部やってるので何ら問題ないです。

議長 番号2について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番の池田です。

申請地周辺の農地は、いすみ市南大原土地改良区内を含めまして一帯耕作放棄地が広がっており、申請地は同改良区外の〇反くらいの大きさと、雑木の低木が数本散見されるものの、茅が一面2m以上の高さで繁茂しており、申請地の奥側に隣接しまして譲受人の耕作放棄地ではありますが水田があり、また、この申請地の奥にため池があるとのこと。

現地調査時、譲受人は食糧自給にふれており、稲作を行いたいとのこと。また水田は〇〇a保有しているものの、現在、自分では耕作していません人に頼んでいるそうです。

今回、農地を拡大し、稲作を行うということで申請が出ていますけども、機械につきましては、トラクターをはじめ一式所有しております。労働力につきましては、譲受人、年齢〇〇歳、息子さん〇〇歳の2人ということであるそうです。技術につきましては、以前譲受人が農作業を経験したことがあるとのこと。

以上が現状ですが、冒頭述べたとおり、まず1号遊休農地を耕作できる状況にする作業が大変ではないか、2つ目には、ため池ですか、水を引く

ことも周辺が耕作放棄地だらけで困難であること。さらには譲受人の年齢が高いことを懸念しますと、これらを考えた場合、現実的に無理があるのではないかと、なお、申請とおり稲作を行う意思を尊重するか判断にちょっと困りますのでご審議をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長 番号3について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 8番、高浦です。現状は三角の土地の形状をしまして、畑にするには一部使い難いのかなとは思いますが、それくらいのことで後は周辺農地についても別に影響はないと思われまますので、特に問題はないと思います。以上です。

議長 番号4について、7番 増田委員の補足説明をお願いいたします。

増田委員 7番増田でございます。

譲渡人の場合は高齢でありまして、〇〇歳ということで元気なうちにと買い手がいたらと探していたら、近くの方が買ってくださるということになって、譲受人の場合も、すぐに草刈りをやったり木を切ったりとしまして行動に移して行きました。別に支障ないと思えますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

関委員 2番ですけどね。確かに説明のとおり茅とかなんかすごいですよね。これ畑だと、田んぼにするんですかこれ。

池田委員 そうです。

だから、後ろに自分の農地がありますから、申請地と併せまして一体の農地として耕作したいって計画だそうです。

関委員 まあ畑とかならわかるけど、田んぼって。

池田委員 だから、行ってびっくりした。

関委員 かなり重症ですよ。

池田委員 そうですね。

まあ、雑木は何本か生えてますけど、幸いに茅がほとんどです。

関委員 立派な茅ですよ。畑ならどうにかできるかと思うけど、田んぼはどんなのかな。

池田委員 稲作を行いたいと。

関委員 ああ、そうですか。本人がそれ意思だからね。

池田委員 だからそのとおりでいくか。

関委員 そしたら何も言うことはないですけどね。ただ現状を見た場合ね、これがはたして田んぼに、畑なら話わかるけど、田んぼにどうかなって、まあ疑問はありますよね。

池田委員 ほとんど耕作放棄地ですから。

関委員 まあすごいとこだよね。

池田委員 そこらへん審議していただきたいなど。

議長 他に何かございますか。

質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

賛成12人、反対1人。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は山田柚木の田〇〇〇㎡で山田交差点の西側に位置します。図面番号5です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものに該当することから、例外的に許可できるものに該当します。

申請人は現在居住している住宅が隣接地に建っており、老朽化に伴い建替えを計画していますが、建物は曾祖父の名義となっており、法定相続人が相当数存在しているため、相続登記や建物解体が出来ません。

また上下水道、ガス、電気及び地盤等の整備についても、既存の埋設物等を利用できるため、現在居住している土地に隣接する申請地に建築する

ことが最善として選定しました。

用水は市営水道、排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽から既設排水管に接続し、放流します。

所要資金は〇〇〇〇万円で、借入金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 8番、高浦です。

ほぼ事務局説明のとおりでありまして、建物建て替えについて、相続の関係が解決できない。それで敷地自体はですね現状住まいされている宅地続きであると思われまます。樹木も2、3本立っているのので、現場としてはかなり前から農地ではなかったような体裁です。周辺農地については影響ないものと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は深堀瀬崎の畑〇〇〇㎡で塩田橋の北側に位置します。申請地は、都市計画法に規定する用途地域内であることから第3種農地に該当します。

転用目的は、貸家住宅（〇〇㎡×〇棟）です。

譲受人は今後の生活補助のため貸家住宅を建築します。申請地は土地区

画整理地内であり、造成が済んでいるなど条件が良いことから選定しました。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和2年6月22日付で市建設課に道路占用許可申請済です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍野委員 これ住宅地のなかで区画整理されているので、これは別に家を建てても困るんじゃなく、逆にその方が良いかもしれません。この周りは今まで全部許可出しているんで、これも同様だと思います。以上です

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号令和2年度第4次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和2年度第4次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年6月23日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権36件、貸付者16名、借受者4名、田、14,533㎡、畑、

5, 427㎡、採草牧草地、5, 160㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

藍野委員 4-3なんですけれども、〇〇〇〇、これ、たしか3条で前に買ったやつなんですよね。これをまた人に作らせるってのは良いのかどうか。

この人、若山で買ったやつ何もやってません。だから、こういう人には2度と許可を出さないようにした方が良くと思います。

議長 皆様のご意見はいかがでしょうか。

池田委員 いつ許可したやつなんですか。

藍野委員 何年前だったっけな。

小さい田んぼから十把一絡げで買ったんですよ。もともと若山には土地無いんだから。全部3条で買ってるんじゃないかな。

まあ、〇〇〇〇が作ってあげるのは良いと思いますけど。でもこういう人がまた次に3条を出しても許可しない方が良くよね。

議長 事務局。

事務局長 次に出了時の話ですよ。この案件がどうこうということではなく。

藍野委員 そうそう。何年かやってれば知ってるんでしょうけど、新しい人だと知らないから。

議長 各委員のご意見はいかがでしょうか。

事務局長 今後、3条でこの方からあがってきたときの検討の話ですよ。

議長 それでは、この案件について採決をとってよろしいですか。

委員 はい。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。



事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者3名、借受面積、畑、5,427㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は6月30日までに回答済の8件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和2年第7回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、8月の総会ですが、8月6日、木曜日、午後3時から夷隅文化会館2階研修室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、7月21日（火）及び22日（水）の2日間となります。現地確認は7月27日（月）及び状況により28日（火）を予定しておりますので、スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日6月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦労様でした。

（閉会 午後3時28分）

議事録署名人

議長

3番委員

1 2番委員